

2018年度

事業報告書

一般財団法人 製品安全協会

2018 年度の事業報告書

(2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)

1 はじめに

2018 年度の日本経済の動向をみると、雇用所得環境の改善による個人消費の持ち直し、堅調な設備投資等を背景に、全体として緩やかな回復基調が続いた。他方、中国における経済成長の減速などの影響を受けて輸出の伸びは鈍化している。

こうした状況にあつて、当協会の収入は、受託調査によりネットで734万円の増収があつたが、主たる収入である SG マーク使用にかかる認定等手数料収益は1,396万円減と前年度比94.4%に落ち込んだ。なお支出は、経費等を削減し前年度を大きく下回り、結果として当期経常は前年度比974万円増益で、収支は144万円の黒字となつた。

収入の大部分を占める SG マーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、2018年度の手数料収入が1,000万円を超えた品目のうち、住宅用金属脚立は前年度比2割強増の2,276万円に達し、非木製バット、家庭用の圧力なべ及び圧力がまは微増となつたが、クッキングヒータ用調理具並びに乗車用ヘルメットは微減、ベビーカーは7%減となつた。また、プラスチック浴そうふたは前年比2割減の1,711万円となり、空気ポンプは1,000万円を大きく割り込んで前年比33%減の750万円に落ちこんだ。

SGマーク基準等作成業務において、新規品目としては、イベント用テントについて基準を制定し、車載ハンマー、スポーツ用アイガード、一酸化炭素発生抑制型調理器具について作業を進めた。改正品目としては、イベント用テント、スノーレジャー用ヘルメット、入浴用いす、棒状つえ、自動車用油圧式ガレージジャッキの基準改正を行い、ライター、自転車用ヘルメット、ウォーキングスポーツ用ポールについて、現在のニーズや環境の変化に対応した基準の見直し作業を進めた。

2018年度においては、経済産業省から「産業保安等技術基準策定研究開発等」の委託事業を受託し、消費生活用製品安全法において特定製品に指定された製品の安全性調査を実施した。

SG マーク付き製品の海外、特に中国での生産が増加していることから、2010 年に上海に設置した中国連絡所準備室を通じて、SG マーク付き製品の信頼性確保に努めた。

2 SG マーク基準等作成業務

1) 新規 SG 基準の作成

①イベント用テント（2017年度で報告済だが、2018年4月が基準制定のため再掲載）

イベント用テントとは、イベント・展示・運動会・野外行事・日除け・雨除け等の目的で使用するもので、天幕・フレーム等が一体型となっているものを指す。30 年ほど前にアメリカから輸入されたものが日本での始まりであるが、現在は各種イベントやスーパー等の店頭販売、学校や保育園行事において、一般消費者でも簡単に設営・収納ができるテントとして拡がりを見せている。

このように拡がりを見せるなかで、安価であるが製品安全に関しては懸念のある製品が見受けられるようになってきた。これまで目立った製品事故はないものの、設営・収納時の手指の挟み込みや、強風時に飛ばされた事例等が時々発生している。製造・販売事業者等からもSG基準作成の要望もあり、このたび基準化を行った。2017年9月から専門部会での検討を開始、2018年2月の安全管理委員会での審議を経て2018年4月にSG基準を制定し、同時に事務受付を開始した。

②一酸化炭素(CO)発生抑制型調理器具

使用中にガス警報器が鳴動したことで問題となったエコ・省エネ型特殊形状鍋、フライパンに対しては、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)が注意喚起を発表している。熱伝導を高めるために二重構造のフィンを付けた構造により不完全燃焼が生じ、健康に害を与える恐れのある高濃度の一酸化炭素(CO)排出が確認されたことから、販売業者がリコールする事案が数件発生していた。その間、関係業界団体で、当該製品と類似形状の製品に関して一酸化炭素の発生状況等を確認し、適切な対応を取ろうとしていたが、検査体制が整っていなかったのが現状であった。このため、業界団体からのSG基準作成の要望もあり、2018年10月に専門部会での検討を開始した。

③車載ハンマー

消防庁などの発表によると、交通事故や水没事故のときに車内から脱出できなくなる車内缶詰事故が多発している。車内から脱出するためには車載ハンマーが必需であるが、車載ハンマーを備えている車の率は非常に低い。また、国民生活センターの報告では、国内で販売されている車載ハンマーの多くに欠陥があるとの指摘がある。

我が国においては2016年9月にJIS規格が制定されているが、多数の関係事業者から、JIS規格が一般的な製品の評価に向かないためSG基準で技術的な要求事項を再考してほしいとの要望があり、2018年6月に専門部会を設置してSG基準作成のための調査研究と審議を開始した。

④スポーツ用アイガード

日本スポーツ振興センターの報告によると、学校におけるスポーツ時の眼外傷は年間約4万件発生している。発生数は中学生がもっとも多く、次いで高校生、小学生の順であり、競技種目別の内訳は野球が一番多く、次いでサッカー、バスケットボール、ソフトボールの順である。主な原因は「ボール等が当たる」、「他者と接触」、「転倒・落下」、「バット等が当たる」となっている。スポーツ時の眼外傷は発生頻度が高く後遺症に至る事故が多いことから、眼の保護は重要であるが、日本においてはスポーツ眼鏡は米国ほど認知されておらず、明確な使用基準もないのが現状である。日本国内においては、米国安全規格(ASTM)に合格した製品が販売されている一方で、インターネット通販等では、製品規格の表示のない製品や、レンズがプラスチックを使用しているもののように、安全性に懸念がある製品が販売されている。眼科医や一部の事業者等から、SG基準制定の要望がだされたため、2018年12月に専門部会を設置し検討を開始した。

2) 既存 SG 基準の見直し

①スノーレジャー用ヘルメット

欧米では、スキーやスノーボードを楽しむときに80%以上の人々がヘルメットを装着しているが、日本国内では20%程度に留まっている。すでに「雪上レジャー用ヘルメット」及び「雪上レジャー用ヘッドギア」のSG基準はあるが、SGマーク表示の実績はなかった。

既存の両基準を統合とEN規格との整合を図るため、2018年2月に専門部会を設置して審議を開始し、2018年11月に「スノーレジャー用ヘルメット」のSG基準として改正した。2019年10月に事務受付を開始する予定。

②入浴用いす

入浴用いすの高さ調節をする脚の鉄製部品が錆びて落下するという事故を踏まえ、脚の部品素材をステンレス鋼製等とする改正した。併せて、安定性試験や滑り抵抗試験を改正した。なお、2018年10月に事務受付を開始した。

③棒状つえ

棒状つえは、近年、自立型つえ（多点つえ）が増加してきた。また、このつえを立ち座りの際に使用して握り部が破断したという事故が発生した。このことから、多点つえを適用範囲に含めてSG基準を見直すために2018年6月に専門部会での検討を開始し、2019年4月の安全管理委員会での審議を経て2019年5月に基準改正した。なお、2019年6月に事務受付を開始する。

④自動車用油圧式ガレージジャッキ

国内に数少ない逆輸入車において、国産車とジャッキアップポイントの形状が相違していたための落下事例があったため、現行基準を見直したうえで取扱説明書に「ジャッキの受金が確実に車体のジャッキアップポイントにかかっていない場合、またはジャッキアップ中車体が安定しない場合は使用を控え、自動車の販売店等に問い合わせ確認すること。」の文言を追記した。なお、2019年5月に事務受付を開始した。

3) SG 基準品目数の現状

1973年10月のSGマーク制度発足以降、消費者、生産者、行政機関等の要請を踏まえ基準作成・改正を行っている。2018年度は「イベント用テント」が加わった結果、2018年度末までの基準作成品目は合計143品目となっている。また2018年度末に事務受付中のSG基準品目数も、「イベント用テント」が加わり112品目となっている。

4) WTO/TBT 協定に基づき、作業計画、原案提示及び制定規格の通報を行った。

2018年5月21日に「入浴用いす」、「イベント用テント」、「クッキングヒータ用調理器具」及び「スノーレジャー用ヘルメット」、2019年1月30日に「棒状つえ」及び「自動車用油圧式ガレージジャッキ」について、それぞれ原案提示(意見受付公告)を行った。

3 SG 基準に基づく安全性の認証及び SG マーク表示交付業務

1) SG マーク表示申請の実績

2018年度のSGマーク表示手数料収入(消費税抜き)は、前年度比7%の減となった。中長期的に漸減傾向が続いている。

SG マーク表示手数料収入上位 15 品目の実績表

	(消費税抜き) 品目名	2018年度収入		2018年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	23,593	1.08	2,910	1.03
2	住宅用金属製脚立	22,760	1.24	1,338	1.23
3	クッキングヒータ用調理器具	18,723	0.97	3,127	0.97
4	プラスチック浴そうふた	17,110	0.80	1,711	0.81
5	非木製バット	16,718	1.02	334	1.02
6	乗車用ヘルメット	14,582	0.96	1,215	0.97
7	ベビーカー	11,332	0.93	377	0.88
8	自転車用ヘルメット	10,009	0.96	1,251	0.96
9	棒状つえ	8,051	0.94	805	0.94
10	ゴルフクラブ	7,729	0.89	2,932	0.91
11	空気ポンプ	7,498	0.67	1,071	0.67
12	シルバーカー	6,172	0.79	246	0.80
13	手動車いす	4,697	0.63	39	0.63
14	ゆたんぼ	4,166	1.02	1,388	1.02
15	自転車	4,037	0.63	161	0.63
	上記小計	177,177	0.94	18,905	0.94
	上記以外の品目	44,070	0.90	57,265	0.76
	合計	221,247	0.93	76,170	0.80

上位15品目のうち、SGマーク表示申請数量が15%以上減少した品目は、プラスチック浴そうふた、シルバーカー、空気ポンプ及び自転車だった。一方数量が15%以上増加した品目は、住宅用金属製脚立であった。

2) 業務委託検査機関

当協会は、SGマーク対象品目ごとに国内外の検査機関と業務委託契約を締結した上

で型式確認及びロット認証を行っている。2018年度末時点での業務委託検査機関は、国内15機関、海外9機関となっている。

3) 工場登録・有効型式保有工場数

2018年度の新規工場登録数は13工場で、海外は8工場(うち中国6工場)であった。品目では、家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、プラスチック浴そうふた、自転車、自転車用幼児座席、空気ポンプ、バドミントンラケット、ゴルフクラブ用シャフト、イベント用テントであった。

2019年3月末の工場等登録数は692工場(複数品目登録の場合は重複カウント)で、前年度末より7工場増となった。このうち、有効型式保有工場数は384工場となり、前年度末より5工場減となった。また、海外の有効型式保有工場数は173工場と、前年度末より1工場減となった。なお、国別では日本の211工場(55%)を除くと中国の119工場(31%)が最も多く、台湾19工場、ベトナム14工場、韓国4工場と続いている。

4) 各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定

SGマーク表示申請企業の利便性向上のため、2011年度から業務委託検査機関の複数化を積極的に進めてきた。これに伴い検査手数料の外枠化、各種手数料の改定も実施した。2018年度の業務委託検査機関の複数化については2品目について1検査機関が新たに加わった。またSG基準作成、改正に伴う各種手数料の改定も従来どおり行っており、2018年度は次のとおり改定を行った。

- ・各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定：2品目6件

4 SG マーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SG マーク付き製品の試買検査

試買検査は次の三つの観点から実施している。

- ① 市場に出回っている製品について、SG基準に適合しているかどうか。
- ② SG基準が改正された製品について、改正後の基準に適合しているかどうか。
- ③ 業務委託検査機関複数化に伴い、同一の製品について複数の業務委託検査機関で行う試験所間にて試験結果に大きな差異がないかどうか。

2018年度は、2品目3銘柄(ゆたんぼB形、ベビーカーについて、延べ4業務委託検査機関にて実施した結果、1品目1銘柄(ゆたんぼB形)についてSG基準不適合があった。

2) 事後調査

登録要件が守られているか、また、SG基準の改正が行われた品目については、改正後の基準に対応した管理方法が採られてことを確認するための調査を下記の6品目、20工場について実施した。

- ・浴そうふた(9件)
- ・住宅用金属製脚立(5件)

- ・ ウォーキングスポーツ用ポール(3件)
- ・ バドミントンラケット(1件)
- ・ 家庭用圧力なべ及び圧力がま (1件)
- ・ 乗車用ヘルメット (1件)

3) 改善指導

試買検査、事後調査や型式試験で不適合になった場合及び製品事故において製品欠陥が指摘された場合には、その事業者に対する改善指導等を行っている。2018年度は、試買検査にて不適合となったゆたんぼB形について改善指導を行った。

4) 中国におけるライター適合性検査業務支援

消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されているライターに関し、中国の寧波中盛産品検測有限公司が海外登録検査機関として認定されており、協会として日本における適合性検査の申請サポートサービス業務を行っている。2018年度の申請は0件(前年度は10件)であった。近年の喫煙者数の減少傾向と喫煙者の電子タバコへの移行に加え、2020年東京オリンピックに向けての諸施策(飲食店等での喫煙の制限等)によりたばこ用ライターの市場は縮小傾向にあり、廃業や倒産する事業者が出てきている。また、当協会を窓口として経由せずに、直接寧波中盛産品検測有限公司へ申請するようになってきていることも理由と考えられる。

5) 海外の事業者等との連携強化

SG マーク付き製品の海外での生産が増加しており、特に中国での製造が多い。このため中国連絡所準備室において、中国国内の関係事業者、業務委託検査機関等への対応、サービスに努めるとともに、当協会が行う工場調査、SG マーク普及促進等について活用を図っている。2018年度は、昨年度に実施した中国の登録工場の所在地や連絡先の調査結果を補完し、円滑、かつ、確実に情報交換が行えるようにするとともに、必要に応じて登録工場に対する事後調査を当協会から依頼して中国連絡所準備室単独で実施した。

6) 工場品質管理評価制度

消費生活用製品を製造する工場からの要請に基づき、工場の品質管理状況を第三者の立場で評価する制度を運用している。2018年度は、申し込みはなく、実施しなかった。

5 被害者救済等の業務

1) SG マーク制度に基づく被害者救済

2018年度に、SG マーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、ベビーカー、シルバーカー、住宅用金属製脚立など8品目16件(2017年度7品目9件)であった。これらの事故については、専門家の意見も踏まえて、事故原因を調査のうえ審査を行い、製品起因と考えられる事故に対しては賠償措置を

講じた。

2) 消費生活用製品 PL センターの業務

消費生活用製品 PL センターは、2018年度は、製品の事故・品質等に関する相談等434件を受理した。このうち、234件は消費者から、147件は行政機関・消費生活センターからの相談・問合せだった。相談内容区分では、PL センターが助言や争点整理を行った「事故相談」・「クレーム相談」がそれぞれ116件と92件だった。

PL センターでは、紛争解決手段として当事者からの申立に基づき判定会を設置し調停を行うこととしているが、2018年度に判定会を設置し審査を行った事案はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SG マーク制度の普及促進を目的とした展示会等への参加

① 第33回ベビー・キッズ&マタニティショー2018

2018年9月29～30日開催の第33回ベビー・キッズ&マタニティショー2018に後援、出展した。抱っこひも及びプラスチック浴そうふたの安全な使い方に関する動画を放映し、SGマーク制度及びSGマーク付き乳幼児用品の紹介を行った。その他、自転車用ヘルメットの専用ブースでもSGマーク制度及びSGマーク付き製品の紹介を行った。

② 第45回国際福祉機器展 H. C. R. 2018

2018年10月10～12日開催の第45回国際福祉機器展H. C. R. 2018に出展した。SGマーク付き福祉用具を展示すると共に、認識度を上げるためにSGマーク付き綿棒をノベルティとして配布した。

2) 乳幼児用品に関する安全協議会の活動への協力

① ベビーカー安全協議会

ベビーカーの安全性確保のため発足したベビーカー安全協議会の活動に対して支援・協力を行った。2016年度に発足したベビーカーのISO作成審議については、当協会もオブザーバーとして情報提供等の協力を行った。また、第33回ベビー・キッズ&マタニティショー2018への協力を行った。

② 抱っこひも安全協議会

抱っこひもの安全性確保のため、2015年2月に発足した抱っこひも安全協議会の活動に対して、引続き支援・協力を行った。

3) SGマーク制度の普及・啓発・広報業務

SGマーク制度の普及を図るため、当協会Webサイトの刷新、SGニュースのメルマガ配信を行うとともに、消費者団体の機関紙等への広告掲載を行った。

この他、当協会 Web サイトからのSG関係事業者Webサイトへのリンク、製品紹介パンフレット等への「SGマークロゴ」の使用許可など、事業者の要請に応えた。

2018年11月15日には流通販売事業者（カタログ販売、TVショッピング、インターネット販売事業者等）を対象としたSGマーク制度説明会を実施し、流通販売事業者35社、工業会9団体、13検査機関、関係省庁及び関係者を含め総勢121名の参加があった。

4) 消費生活用製品PLセンター業務の情報提供

PLセンターダイジェスト(年4回発行)を、当協会Webサイトに掲載した。併せて地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に電子メール(188 通)で配信した。

7 調査・研究業務

政府や各種団体等が実施する事業に参加し、製品安全対策についての基準作成等に協力するとともに、このような場を通じて得られた情報を当協会の活動に反映させた。前年度に引き続き、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する製品安全及び適合性評価に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

経済産業省から、2018年7月に「産業保安等技術基準策定研究開発等（消費生活用製品安全法の特定制品安全性調査確認）」の委託事業を受託し、乗車用ヘルメット、ベビーベッド他特定制品5品目について、市販されている製品を試買して基準適合性を確認し、不適合品問題については、改善の方向性及び検証の方法等を提案した報告書を取りまとめて2019年2月に提出・完了した。

8 当協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2018年度末の当協会の常勤役員人数は2名、職員等人数は16名、総数18名であった。

2) 理事会の開催

① 第15回理事会(通算第107回)

書面審議により、2017年度の事業報告書、収支決算書等について審議を行った。2018年6月4日に原案どおり承認された。

② 第16回理事会(臨時)(通算第108回)

2018年6月21日に第16回理事会を開催し、代表理事の選任、人事案件について審議を行った。原案どおり承認された。

③ 第17回理事会(通算第109回)

書面審議により業務執行理事の選任、事務局長の同意について審議を行った。2018年12月19日に原案どおり承認された。

④ 第18回理事会（通算第110回）

2019年3月15日に第18回理事会を開催し、2019年度事業計画案、及び、2019年度収支予算案について審議を行った。原案通り承認された。

3) 評議員会（第7回評議員会）

2018年6月20日に第7回評議員会を開催し、2017年度の事業報告書、収支決算書、公益目的支出計画実施報告書の報告、及び、理事及び監事の選任について審議を行った。原案どおり承認された。

4) 安全管理委員会の開催（第93回安全管理委員会）

2018年6月12日に第93回安全管理委員会を開催し、スノーレジャー用ヘルメット基準の統合・改正、入浴用いすの基準改正、イベント用テントの基準改正案について審議を行った。同案が承認された。

5) PLセンター運営委員会の開催（第47回PLセンター運営委員会）

2018年5月21日に当協会の会議室において、第47回PLセンター運営委員会を開催し、2017年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SGマーク付き製品の事故処理状況等の報告を行った。